

茨城県介護分野外国人留学生奨学金貸付支援事業費補助金 FAQ

Q1. 交付要綱における「介護施設等」とは、「介護保険法に基づく指定又は許可を受けている介護事業を実施する施設又は事業所」と定義されているが、病院等保健医療機関の「みなし指定」でも申請は可能か。

A1. 本補助金は、「みなし指定」の保健医療機関も対象とします。

Q2. 2年または3年分をまとめて申請してよいか。

A2. 補助対象は、当該年度分のみになります。実績報告時に必要な「奨学金等を支給したことを証する書面」についても、年度ごとの支援額がわかるように作成してください。

Q3. 年度の途中で奨学金の支給を決定し、4月に遡って12か月分の奨学金を支給した場合、12か月分として申請可能か。

A3. 当該年度内に12か月分を支給している場合には、12か月分として基準額を算定します。

Q4. 申請額どおりに補助金が交付されるか。

A4. 予算の範囲内での補助になりますので、全体の申請額が予算を超える場合には、県が調整し、減額となります。

Q5. 基準額は、1事業者あたりの金額か。

A5. 留学生1人あたりの金額です。1事業者で複数の留学生を支援している場合には、対象者全員分を足し上げて申請してください。

Q6. 居住費等の生活費について、加算要件となる「基準額（上限額）を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合」とは。

A6. 基準額年額36万円（3万円×12ヶ月）の生活費について、自主的にその基準を超える額を支援した場合です。

例えば、生活費として年額60万円（5万円×12ヶ月）以上支援した場合、基準額に年額24万円（加算上限）が加算されますので、60万円が基準となり、その1/3の20万円が補助額になります。また、この場合、入居に係る初期費用等を支援していれば、当該月に限り（1人の留学生に対して1回まで）、基準額に5万円まで加算できます。

【積極的な支援を行った場合の生活費 計算例】

支援 月額	支援年額 (12 か月)	加算後の 基準額	入居初期 費用支援	初期費用 加算後	補助額 (最大)
4 万円	48 万円	60 万円	5 万円	53 万円	17 万 6 千円
5 万円	60 万円	60 万円	5 万円	65 万円	21 万 7 千円
6 万円	72 万円	60 万円	していない	60 万円	20 万円

※支援年額と基準額のどちらか低い額が選定されます。

Q7. 「入居に係る初期費用等」とは。

A7. 民間賃貸住宅の敷金や礼金、仲介手数料のほか、生活必需品の購入など、入居時に一時的に発生する経費を奨学金として給付または貸付している場合の費用です。

Q8. 「条件付き貸与」とは、「留学生が、将来、介護福祉士等として、茨城県内の介護施設等において5年以上従事すれば、返還を免除すること」とのことだが、法人の奨学金貸与規程では、5年未満の従事でも返還を免除している。この場合、対象にならないのか。

A8. 本補助金は、「補助対象の留学生が介護福祉士養成施設を卒業後、茨城県内の介護施設等において5年以上就業させること」を交付要件にしておりますので、交付申請の時点で、当該留学生に5年以上当該施設で働く意思があり、それを事業者と約していることを証明していただく必要があります。

事業者の規程で5年以上の就業を貸与条件としていない場合、本補助金の交付申請を行うにあたっては、留学生が5年以上の就労について合意しているとわかる書面（留学生の自筆署名がある確約書等）を貸与規程と併せてご提出ください。

なお、卒業後5年を経過するまでの間、事業者は、在職状況について報告する義務があり、5年間就業できなかった場合、交付要綱第13条第2項に定める「やむをえない理由」による場合を除いては、補助金の返還が必要になりますので、ご注意ください。

Q9. 留学生が日本語学校や養成校を中途退学した場合や、就職後5年未満で退職した場合、貸与残額を一括で返済させてよいか。

A9. 本補助金において定める「条件付き貸与」は、『留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項』（平成30年3月法務省入国管理局）に基づき実施されるもの（交付要綱第4条第2項）としています。

当該留意事項においては、「返済条件」として、「貸与を途中で終了した場合」や「返済期間中に特定の機関を辞職する場合」等に「貸与額の残額を一括で返済する等の条件が設けられていないこと」と定めておりますので、こうした場合に一括での残額返済を求めることは、認められません。

なお、事業者の規程において、このような一括返済を規定している場合、速やかに規

程を改正することが望ましいですが、改正が本補助金の交付申請に間に合わない場合には、本補助金の対象留学生に不利益が生じないように、当該留学生については、貸与規程のうち一括返済に係る条文を除外する旨を本人に説明したことを証する書面（留学生の自筆署名がある同意書等）を貸与規程と併せてご提出ください。

Q.10 介護福祉士養成校に就学する留学生に奨学金として学費を支援している場合、本補助金の対象になるか。

A.10 介護福祉士養成施設の留学生については、本人に対して支給している生活費のみが対象となり、学費は対象外となります。

学費について公費補助をご希望の場合には、茨城県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付制度等、他制度のご活用をご検討ください。

なお、日本語学校の留学生については、当該修学資金等貸付制度の対象外でありますことから、本補助金において、学費も補助対象としております。

※ いずれの場合も、国・県・市町村等、公費を財源とする類似の補助事業と重複する場合には、その経費を対象から除外します（交付要綱第5条第3項）ので、ご注意ください。